

ごみステーション（ごみ置場）設置の手引き（集合住宅向け）

※植木地域は、収集の届出基準やごみ排出方法が違いますので、北区役所総務企画課にて手続方法の確認をしてください。

1. 設置の手続き

ごみステーションを設置される場合は、次の手順に従って手続きを行ってください。

① 事前協議

事前にごみステーションの位置や構造については、総務企画課と協議してください。

② 地域説明

設置場所や構造がある程度決まったら町内自治会（長）等に説明し、近隣住民等への説明を行ってください。また、「近隣住民説明結果報告書」を総務企画課に提出してください。

③ 設置届出書

ごみステーションの工事に着手する前に「ごみステーション設置届出書」を総務企画課に提出してください。

④ 設置工事

総務企画課から「収集できます。」の連絡があつてからごみステーションの工事に着手してください。

⑤ 入居報告書

入居開始日より収集を開始いたしますので、入居の2週間前までに「入居報告書」を総務企画課に提出してください。

2. 設置基準戸数

ごみステーションは、次の戸数で設置してください。

| ごみの種類 | 設置基準戸数 | 備考 |
|----------------------|--------|---------|
| 燃やすごみ・紙・プラスチック製容器包装 | 6戸以上 | 集合住宅の場合 |
| 資源物・ハットボトル・埋立ごみ・特定品目 | | |

※地域のごみステーションが利用できないなど、特別の事情がある場合は、設置基準戸数以下であつてもごみステーションを設置することができますのでご相談ください。

3. 設置場所

ごみステーションは、次のような場所に設置してください。

○敷地内の場所

○ごみ収集車が通り抜けできる幅 4m 以上の公道に面している場所

○交差点から 5m 以上及びバス停から 10m 以上離れている場所

○ごみ収集車がスムーズに横付けできる場所

※公道に面して設置できない場合は、ごみ収集車が敷地内をスムーズに前進で通り抜けられるようにしてください。

| ごみ収集車の大きさ | |
|-----------|----------|
| 高さ | 最大 2.8m |
| 幅 | 最大 2.2m |
| 長さ | 最大 6.7m |
| 重さ | 最大 8.0 t |

4. ごみステーションの面積

| ごみの種類 | 面 積 | 備 考 |
|---------|-------------------------|----------------------------|
| 燃やすごみ・紙 | 0.1 m ² ×戸数 | 最低でも 1.5 m ² 以上 |
| すべてのごみ | 0.15 m ² ×戸数 | |

5. ごみステーションの構造

① 囲い

取り出しが口以外は、ブロックなどで高さ1m程度の囲いを作ってください。（構造物が難しい場合は、線引きでも結構です。）

② 間仕切り

すべてのごみを出す場合は、間仕切りを設けてください。（線引きでも結構です。）

③ 取り出しが口

道路側に面して幅2m以上の開口を設けてください。なお、扉を設置する場合は、引き戸にしてください。

④ 奥行き

奥行きは道路境界から3m以内にしてください。

⑤ 床面

できるだけ舗装し、排水口を設けるようにしてください。

⑥ その他

屋根や扉を設置する場合は、有効高さ2m以上を確保してください。また、ごみステーションの前に駐車車両がないようにしてください。

6. ごみステーションの管理

ごみステーションは、そこを利用する皆さんで管理していただくことになっています。

○交代で掃除をするなど、利用者全員で責任を持ってきれいにしましょう。

○ごみはきちんと分別し、ごみ出しルールを守って出しましょう。

【担当課の問合せ先】

北区役所 総務企画課環境係 (TEL272-1110)

西区役所 総務企画課環境係 (TEL329-1142)

中央区役所総務企画課環境係 (TEL328-2610)

東区役所 総務企画課環境係 (TEL367-9121)

南区役所 総務企画課環境係 (TEL357-4112)